



河川堤防内に係る圧力管等の縦断占用の取り扱いについて（通知）

技術基準の種類: 例規
通知日: 平成 9 年 3 月 5 日

各土木事務所長 様

河 第 353 号
平成 9 年 3 月 5 日
河 川 課 長
(公印省略)

河川堤防内に係る圧力管等の縦断占用の取り扱いについて（通知）

このことについて、別紙のとおり処理方針を定めましたので、平成 9 年 4 月 1 日付申請分からこの処理方針に沿って申請書の事務処理をしてください。
また、圧力管以外の管類の縦断占用についても処理方針の「設置の基準」、「設置位置」については同様の取り扱いとし、「構造」については堤外地の状況を勘案の上、十分な強度を有する構造としてください。
なお、申請書の事務処理にあたり、適用日前の申請についてもなるべくこの処理方針に沿うよう申請者への指導をお願いします。

別紙

河川堤防内に係る圧力管の縦断占用処理方針		
項 目	掘 込 み 河 道	築 堤
1 設置の基準	・原則的に認めないが適地がない場合、又は適地を求めることが困難な場合に限り認める。 ・なお、理由書、現況写真等を添付すること。	・原則的に認めないが適地がない場合、又は適地を求めることが困難な場合に限り認める。 ・なお、理由書、現況写真等を添付すること。
2 設置位置	・極力民地側に敷設する。 ・埋戻土については真砂土とし十分締固めを行う。 ・埋設深については原則として1.2mとする。 (車両等の通行可能な場合は道路構造基準を準用する。) ・水防活動に考慮し原則として管径400mm以下とする。 ・埋設位置を杭、鈎等により現地に明示すること。	・極力民地側に敷設する。 ・堤防定規断面外のみ可とする。 ・埋戻土については真砂土とし十分締固めを行う。 ・埋設深については堤防天端から原則として1.2mとする。 (車両等の通行可能な場合は道路構造基準を準用する。) ・水防活動に考慮し原則として管径400mm以下とする。 ・埋設位置を杭、鈎等により現地に明示すること。
3 構造	・下記構造と同等以上の強度を有すると認められる構造とする。 1 塩化ビニール（VP）管とガス管等の二重鞘管 2 耐震性ダクタイル鋳鉄管 3 塩化ビニール（VP）管と同等以上のものと鉄筋コンクリート巻構造 ※小構造物標準設計図集（鳥取県土木部）参照すること。 径200mm以下の管の巻き立ては200mmを適用する。	塩化ビニール（VP）管と同等以上のものと鉄筋コンクリート巻構造とする。（圧力管による管周辺の空洞化防止のため） ※小構造物標準設計図集（鳥取県土木部）参照すること。 径200mm以下の管の巻き立ては200mmを適用する。